

# 給 水 異 動 届

本山町長 様

本山町水道給水条例第31条により届け出します。

令和 3 年 10 月 30 日

( ①所有者変更 ②名義変更 ③開栓 ④休止 ⑤一時停止 ⑥廃止 )  
 ( ⑦用途区分変更 ⑧水栓情報変更 ⑨その他【 】 )

## 旧使用者

水栓の住所	本山町本山〇〇〇		
フリガナ	モトヤマ タロウ		
氏名	本山 太郎		印
転出後住所 及び連絡先	住所 高知県高知市〇〇町×× 連絡先 〇〇〇 - ◇◇◇ - ×××		
閉栓予定	11月1日17時00以降		
メーター番号	-	-	
閉栓日	月	日	時 分
最終指針	.	m <sup>3</sup>	
対応	指針確認 バルブ止 キャップ止 取外し その他		
備考			

## 新使用者

水栓の住所	本山町本山□□□		
フリガナ	モトヤマ ジロウ		
氏名	本山 次郎		印
生年月日	大正 昭和 平成 〇〇年 ◇月 ×日		
連絡先	□□□ - 〇〇〇 - ×××		
住民票	町内 ・ 町外 ( 高知県南国市××町◇□◇ )		
開栓予定	11月1日17時 以前		
納付方法(※:口座引落手続きは、右欄の金融機関で申込みが必要です。)	口座引落 ※ (1)四国銀行 (2)高知銀行 (3)ゆうちょ銀行 (4)JA高知県(旧JA土佐れいほく管内に限る) (5)旧住所の口座と同じ (1)~(4)の該当にも〇記入 納付書 (送付先: 水栓の住所 ・ 住民票の住所)		
メーター番号	-	-	
開栓日	月	日	時 分
開始指針	.	m <sup>3</sup>	
対応	指針確認		
備考			

受付日	
処理日	

日付は、申込日若しくは開栓日(水道を使用開始する日)又は閉栓日(水道の使用を止める日)を記入します。  
 ○下記内容について(①~⑨)、該当する文言の番号に○を記入します。  
 ①所有者変更:水道の使用者が変更となる時(②以外)  
 ②名義変更:ご家族・ご親戚等の関係で使用者が変更となる時  
 ③開栓:転入・転居により、新しく水道を使い始める時  
 ④休止:転出・転居により、現在使用している水道を止める時  
 ⑤一時停止:長期不在(一ヵ月以上)の為、一時的に水道の使用を止める時  
 ⑥廃止:既存の住居取壊等で水道の使用を廃止する時  
 ⑦用途区分変更:起業・廃業等により、基本料金区分を変更する時  
 (個人の使用は家庭用区分、会社等の使用は営業用区分となっています)  
 ⑧水栓情報変更:メータ位置の移動等を行った時  
 ⑨その他:連絡先・納付書送付先の変更等、上記以外の変更があった時

旧使用者について(左欄)(黒枠内を記入します)  
 例として、④休止について、ご説明します。  
 上段より、必要事項を記入します。  
 閉栓予定日については、大まかな時刻の記入をお願いします。  
 (例:11月1日17時00分と記入されますと、11月1日17時00分以降から、  
 11月2日午前中に閉栓の作業を行います。)  
 黒枠以下、記入不要です。

新使用者について(左欄)(黒枠内を記入します)  
 例として、③開栓について、ご説明します。  
 上段より、必要事項を記入します。開栓予定日については、使用開始に必要な時刻の記入します。  
 (例:11月1日17時00分と記入されますと、11月1日17時00分迄に開栓の作業を行います。)  
 納付方法について、口座引落をご希望される場合は、左記の銀行等に○を記入します。  
 なお、口座引落の手続きについては、左記の銀行等の窓口で使用者様による直接申し込みが必要です。  
 (申込後、各銀行を経由した依頼用紙が役所に提出され、システム登録後、口座引落の適用となります)  
 転居により、以前使用していた引落口座を  
 納付書での支払いをご希望される場合は、ご希望される送付先に○を記入します。  
 ご希望される送付先が、水栓の住所又は住民票の住所と異なる場合は、備考欄に送付先を記入します  
 黒枠以下、記入不要です。